

令和 6 年度相談支援従事者研修等の実施状況について

令和 7 年 9 月 2 9 日
障 が い 福 祉 課**1. 相談支援従事者研修**（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

（1）初任者研修

- ・開催時期：令和 6 年 6 月～8 月まで
- ・修了者数：【7 日間コース】2 5 人（2 4 人）、【2 日間コース】1 1 4 人（9 1 人）
- ※（ ）内数値は前年度実績（以下同）

（2）現任研修

- ・開催時期：令和 6 年 9 月～1 1 月まで
- ・修了者数：3 1 人（3 1 人）

（3）主任相談支援専門員養成研修

- ・開催時期：令和 6 年 1 2 月～令和 7 年 2 月まで
- ・修了者数：2 人（4 人）

（4）専門コース別研修（障がい児支援）

- ・開催時期：令和 7 年 2 月 1 4 日、2 1 日
- ・修了者数：2 5 人（3 3 人）

（5）フォローアップ研修

- ・開催時期：令和 6 年 1 0 月 1 7 日
- ・修了者数：1 0 人（7 人）

2. サービス管理責任者等研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

（1）養成研修（基礎研修）

- ・開催時期：令和 6 年 6 月（2 回実施）
- ・修了者数：1 3 5 人（1 3 4 人） ※令和 6 年度内訳：サビ管 9 2 人、児発管 4 3 人

（2）実践研修

- ・開催時期：令和 7 年 1 月（2 回実施）
- ・修了者数：1 0 4 人（8 0 人） ※令和 6 年度内訳：サビ管 7 4 人、児発管 3 0 人

（3）更新研修

- ・開催時期：令和 6 年 7 月（2 回実施）
- ・修了者数：8 6 人（8 6 人） ※令和 6 年度内訳：サビ管 7 7 人、児発管 9 人

（4）フォローアップ研修

- ・開催時期：令和 7 年 3 月（1 回実施）
- ・修了者数：3 0 人

3. 障害支援区分認定調査員等研修

（1）養成研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

- ・開催時期：令和 6 年 5 月
- ・修了者数：2 0 名

（2）現任研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

- ・開催時期：令和 6 年 1 2 月
- ・修了者数：1 2 人

4. 強度行動障がい支援者養成研修等（実施者・委託先：鳥取県厚生事業団）

（1）基礎研修

- ・開催時期：令和 6 年 8 月、9 月（2 回実施）
- ・修了者数：1 9 7 人（1 2 1 人）

- (2) 実践研修
・開催時期：令和6年10月 ・修了者数：133人（81人）
- (3) 専門研修
・開催時期：令和6年8月～令和6年12月 ・修了者数：16人（8人）
- (4) 行動援護従業者養成研修
・開催時期：令和6年10月 ・修了者数：91人（58人）

5. 同行援護従業者養成研修（実施者・委託先：(東部地区、中部地区)ニチイ学館、(西部地区)あゆん企画）

- (1) 一般課程
 - (東部地区) ・開催時期：令和6年7～8月 ・修了者数：14人（13人）
 - (中部地区) ・開催時期：令和6年10～11月 ・修了者数：17人（12人）
 - (西部地区) ・開催時期：令和6年8～9月 ・修了者数：12人（19人）
- (2) 応用課程 ※令和6年度は未実施

6. その他

- (1) サービス提供責任者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
・開催時期：令和6年10月 ・修了者数：3人（8人）
- (2) 障がい福祉サービス従業者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
・開催時期：令和6年10月・11月 ・修了者数：20人
- (3) 障がい分野別基礎研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
・開催時期：令和6年8月、12月 ・修了者数：83人
- (4) グループホーム世話人研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）
・開催時期：【全体・課題別研修】令和6年11月、12月 ・受講者数：277人
- (5) 要介助高齢知的障がい者支援研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）
・開催時期：令和7年1月 ・修了者数：36人

鳥取県の相談支援の現状（数値データによる分析）

令和7年9月29日
障がい福祉課

1. 相談支援事業所数（委託及び基幹は実数。各年度4月1日現在。）

○各圏域とも概ね微増で推移していたが、R6年度は中部と西部で減少。



【相談支援事業所数】

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
東部	指定	17	17	18	19	20	22	21	23	21	23
	委託	6	7	7	7	6	8	8	8	7	7
	基幹	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
中部	指定	8	8	8	8	10	10	10	11	12	11
	委託	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
	基幹	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1
西部	指定	22	20	23	26	25	24	25	27	30	29
	委託	6	6	6	7	8	8	11	11	11	11
	基幹	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1

出典) 障害者相談支援事業の実施状況等調査

2. 相談支援事業所によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画作成者数

○障害者サービス等利用計画について、中部は増加傾向にあったが、R5→R6は減少となった。東部、西部は年々増加傾向にあり、R5→R6は西部で大幅な増加となった。

○障害児支援利用計画について、各圏域とも計画作成者数は年々増加傾向にある。

- ・県全体 障がい者：H27→R6 約 1.51 倍、障がい児：H27→R6 約 3.86 倍)
- ・東部 障がい者：H27→R6 約 1.64 倍、障がい児：H27→R6 約 5.11 倍)
- ・中部 障がい者：H27→R6 約 1.04 倍、障がい児：H27→R6 約 4.17 倍)
- ・西部 障がい者：H27→R6 約 1.71 倍、障がい児：H27→R6 約 3.12 倍)

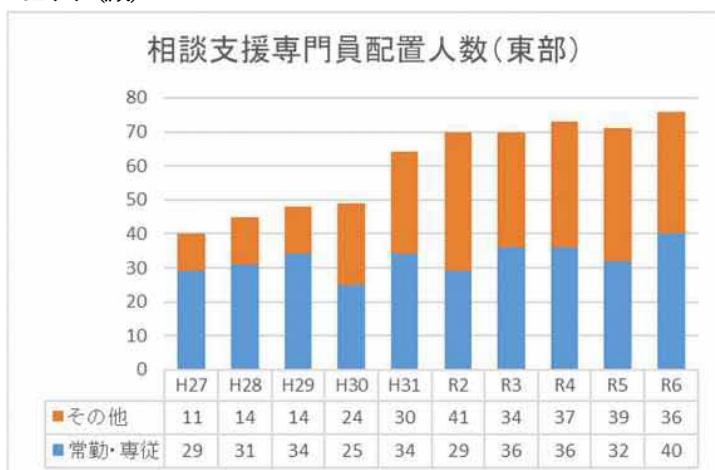


出典) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況調査 (平成 27 年度～令和 2 年度)

障害者相談支援事業の実施状況等調査 (令和 3 年度～令和 6 年度)

3. 配置されている相談支援専門員の数

○東部は増加傾向にあり、R5→R6：71→76人（増）。中部は年度のばらつきがあるが、R5→R6：31→29人（減）。西部はR2→R3で減少し、以降増加傾向にあったが、R5→R6：64→62人（減）



出典) 障害者相談支援事業の実施状況等調査

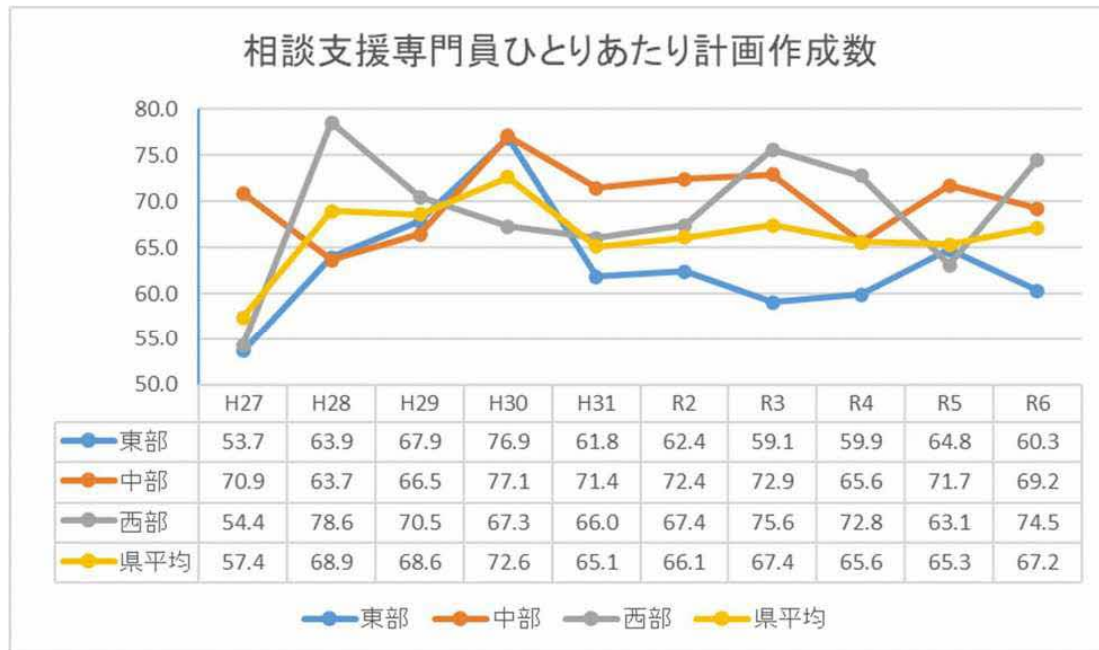
【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】(人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32	34	25
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29	31	31
主任研修	—	—	—	3	3	8	1	6	4	2

※H30,31の主任研修は国が実施

4. 相談支援専門員一人あたり計画作成数

○東部は H31 に大きく減少（相談支援専門員の増と同タイミング）の後、概ね横ばいで推移していたが、R4→R5 で増加し、R5→R6：64.8→60.3（減）。中部は概ね横ばいで推移していたが、R5→R6：71.7→69.2（減）。西部は R3 以降減少傾向にあったが、R5→R6：63.1→74.5（増）。

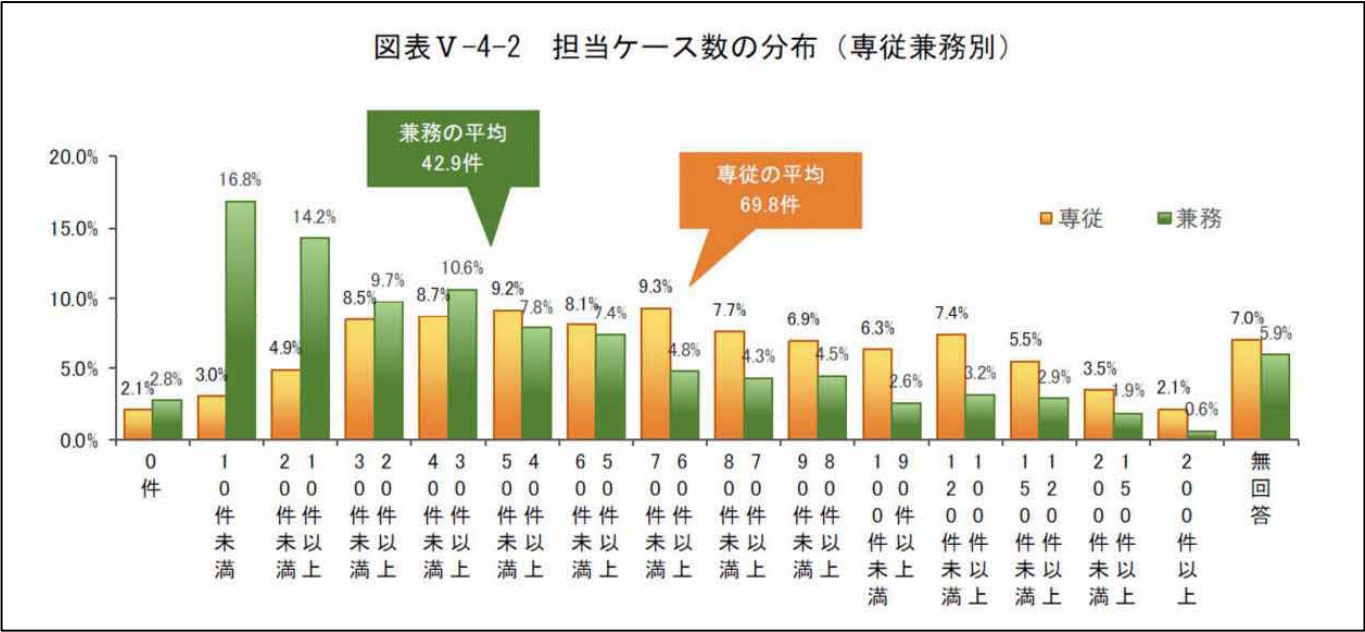


※計画作成者数を、配置されている相談支援専門員数で除した数字（相談支援専門員数は、常勤・専従を1人、その他を0.5人でカウント）

<全国における担当ケース数との比較>

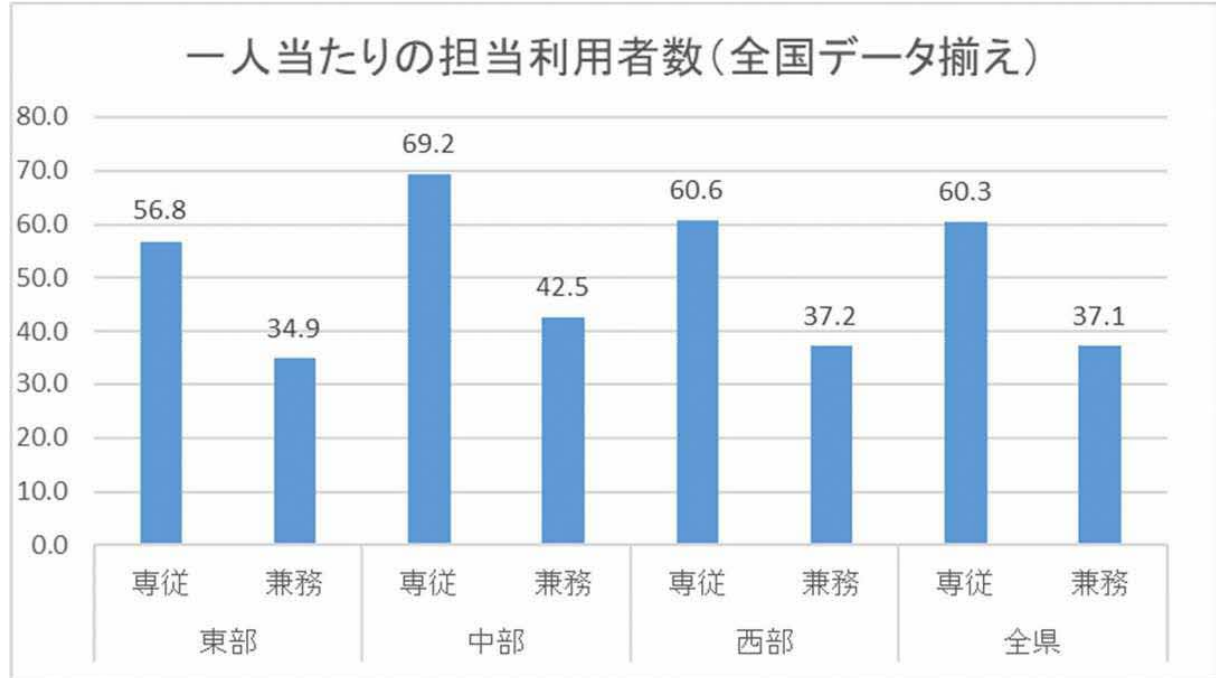
○相談支援専門員ひとりあたりの担当件数は、全国データをやや下回る。

(全国平均：専従 69.8 件、兼務 42.9 件、 県平均：専従 60.3 件、兼務 37.1 件)



出展）相談支援事業所及びその従業者の業務実態把握及び相談支援事業の在り方を検討する調査研究報告書／厚生労働省

本県のデータの兼務・専従を全国データに合わせた場合（R6 データ。非常勤は 0.8 人カウント）



鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業について

令和 7 年 9 月 2 9 日

障がい福祉課

県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備するため、相談支援専門員を新規又は追加で配置する事業所に対し、その配置に係る人件費の一部を支援し、県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備。（令和 4 年度～）また、令和 6 年度には配置人員要件について見直しを実施。

○鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の概要

概要	社会福祉法人等が、自らが運営する相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用をコーディネートする相談支援専門員を新規又は追加で配置する際、その相談支援専門員の配置にかかる人件費の一部を支援。
補助対象者	指定特定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等の事業者（市町村間接補助）
補助対象経費	事業実施により配置（新規又は追加）する相談支援専門員に係る人件費（基本給及び基本給に対する法定福利費に限る。）
補助率	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。（市町村と合わせて最大 2,000 千円） ただし、兼務の場合は 1 案件 500 千円を上限額（市町村と合わせて最大 1,000 千円）
その他の要件	① 配置人員要件 原則、常勤専従。ただし、市町村が要件（相談支援専門員 1 人あたりの計画相談件数の目標値を設定し、担当する相談件数が目標値を超え、兼務の相談支援専門員の業務全体のうち、相談業務の占める割合が概ね半分以上）を満たすと認められる場合は兼務可。 退職補充は不可。 ②事業の継続的实施 補助対象期間終了後も少なくとも 3 年間は体制を維持すること（状況報告提出）。 ② 市町村独自要件 その他、市町村が独自に定める要件を満たすこと。
R7 予算額	3,000 千円

○令和 6 年度の補助金活用実績

実施 市町村	補助対象 事業所数	補助額 (市町村 1/2、県 1/2)	事業開始	配置人数	勤務形態	担当障がい児者の増	
						計画	実績
鳥取市	1	1,000 千円	R6.4	1 人（追加）	常勤専従	40	50
倉吉市	1	1,000 千円	R6.5	1 人（新規）	常勤専従	20	40
境港市	1	1,000 千円	R6.7	1 人（追加）	常勤専従	40	40
合計	3	3,000 千円		3 人	—	100 人	130 人

※令和 7 年度（9 月 1 日時点）は、3 市町村（3 事業所）から申請あり（増加相談支援専門員数 3 名）

1 制度の概要

令和6年度の報酬改定により新設された、計画相談支援における「相談支援員」は、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格があれば、一定の要件を満たす相談支援事業所（※1）で主任相談支援専門員から指導や助言を受けることができる場合、相談支援専門員の資格を取る前から障害のある方・障害のあるこどもへの相談支援（※2）を行うことが可能である。また、「相談支援員」として実務経験を積み、相談支援従事者初任者研修を受講することで、相談支援専門員として従事することが可能である。

※1：「相談支援員」を配置できる相談支援事業所とは

以下の両方の要件を満たす相談支援事業所で、相談支援員を配置することが可能。

- ①機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所
- ②主任相談支援専門員を配置している相談支援事業所（主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保）

※2：相談支援員としてできる主な業務

- ①サービス等利用計画の原案の作成 ②モニタリングの実施 ③その他相談支援専門員の指導の下、業務経験を積むことが可能

2 県内の配置状況

配置状況 東部1名

○配置の経緯：将来的に相談支援専門員を目指しているため

○研修受講状況：令和7年度鳥取県相談支援従事者初任者研修（6月～9月）を受講中

3 「相談支援員」配置のメリット及び課題

	事業所	相談支援員（本人）
メリット	○「相談支援員」の業務が明確に位置付けられたことで、業務を頼みやすくなり、本人も動きやすくなっている。 ○相談支援専門員の補助的な役割を果たしている。 ○事業所として、対応ケース人数が増え、実践を通して相談員を育成できる（実働の中で人材育成の場を確保）。	○主任相談支援専門員等の同行のもと業務を実施することで、計画相談等の流れを理解しやすく、疑問点や不安点を直ぐに相談できる。 ○相談支援専門員の資格取得前から実務に就ける。 ○相談支援専門員の資格を取得した時にスムーズに業務に移行できる。 ○初任者研修で自分が関わったケースを事例として挙げることで、研修を通して支援内容や利用者への関わり方をより深めることができる。 ○「相談支援員」の名称が出来たことで、利用者に自分の役割を紹介するときに説明しやすくなった。 ○当該地域以外の事業所とも人脈を作りやすく、連携や協力がしやすい。
課題	○受け入れ体制がとれない法人・事業所は、報酬上も即戦力となる相談支援専門員を雇用した方が効率的と感じる。 ○経営に限定して考えた場合、「人材育成の視点」がないと配置が促進されるかは疑問。（人材育成におけるキャリアパスの明確化） ○事業所の教育体制の質が高ければ2年で相談支援専門員資格を取得できて良い。 ○相談業務経験がない場合、育成にかなり時間や手間がかかる。 ○「相談支援員」ができないことが少し多いのではないかな。 ○主任相談支援専門員の業務負担が多い。	○「相談支援員」としてできることが少ない。 ○国家資格を持ち、相談支援の経験があっても、相談支援員であるがゆえに、業務が制限される。 ○資格や研修を受けていないため、ご家族等の信頼が低い。 ○単独でできないことが多く主任相談支援専門員の業務負担になる。 ○事業所は人事異動が多いため、現任者が異動し機能強化型の対象から外れてしまうと自分は相談支援員ではなくなってしまう、またできないことが増えてしまうのではないかと不安である。（キャリアプランへの影響）

（出典）厚生労働省 令和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」報告書（P40）

4 対応及び今後予定（案）

- ・相談支援員の配置に係る負担や課題点などを聞き取り、引き続き、現状把握を行う
- ・相談支援員として従事する者や事業所に対し、鳥取県相談支援従事者初任者研修の受講を勧める

【参考】（出典）厚生労働省 令和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」報告書（P32）

④今後目指す資格

今後目指す資格については、「相談支援専門員」が40.0%、「主任相談支援専門員」が30.0%であった。

図Ⅲ-3-13 今後目指す資格



⑤資格取得に向けての現在の状況

資格取得に向けての現在の状況については、「1. 今年度の相談支援専門員の初任者研修を受講(受講予定)」が16.7%、「2. 来年度以降の相談支援専門員の初任者研修を受講予定」が23.3%、「3. 未定」が20.0%であった。

図Ⅲ-3-14 資格取得に向けての現在の状況



相談支援の質の向上の取組等について（各圏域）

資料5

項目 圏域	現在取り組んでいる具体的な内容	取組による成果	取組を進めるに当たっての課題等	今年度に新たに取り組んでいること。	来年度に向け、新たに 取り組んでいこうと考えて いること、その他
鳥取市	・相談支援部会を月1回開催。今年度は毎月テーマを決めて、そのテーマに沿った事例を出してもらい、地域課題を共有したり、解決方法の検討をしている。また、昨年まではリモート開催が主であったが、今年は基本対面開催とし、一部リモートとしている。 ・主任相談支援専門員意見交換にて、グループスーパービジョンを実施。 ・新しく立ち上がった事業所に主任相談支援専門員が指導、相談を適宜実施している。 ・指定相談支援事業所が自発的に集まって課題を話し合うようになった。 ・年3回グループスーパービジョンを実施	・テーマを決めて地域課題を出してもらうことによって、より深いところまで議論できるようになってきた。地域課題に対する意識が高まっている。 ・グループスーパービジョンによって、新たな気づきや横のつながりの強化となっている。 ・主任相談支援専門員としての役割の強化 ・新規事業所の相談員も、順調に育ってきている。	・色々試しているが、なかなか地域課題の解決につながらず、相談員の負担感が強い。 ・ケースが増加し続けており相談員の業務量が増えていく中で、いかに質の確保、向上を目指していくか。 ・基幹センターの人員の問題もあり、今年度相談支援事業所の訪問が実施できていない。	・左記記載のとおり。 ・基幹センター連絡会で圏域を超えてGSVの参加交流をしていこうと企画している。	・主任相談支援専門員が、新人相談支援専門員や年数の若い相談員への育成を、組織的にバックアップしていきたい。
東部 四町	・相談支援部会の開催、研修会の企画 ・東部圏域でのGSVの実施 ・主任相談支援専門員の意見交換会への参加 ・基幹センターによる相談支援事業所への訪問	・相談支援専門員が担当するケースで困っていることや気になっていることが相談でき、その中で助言を受けることができている	・地域課題の掘り下げや相談員の困り感などについてのアプローチの方法の検討 ・相談支援事業所数が少なく、部会を開催するにあたって一定数の事業所が参加しないと会自体が成立しない（相談支援専門員が兼務をしている状況が多数あり1人当たりの業務量が多い）	・業務効率化（主に書類関係）のための意見交換や取り組みの検討	・事例検討会の開催

項目 圏域	現在取り組んでいる具体的な内容	取組による成果	取組を進めるに当たっての課題等	今年度に新たに取り組んでいること。	来年度に向け、新たに取り組んでいこうと考えていること、その他
中部	・圏域自立支援協議会相談支援部会において、モニタリング検証方法を参考にした GSV の実施。事前に行う個別の評価（中部） ・指定特定事業所訪問（中部）	・相談支援体制の構築とスキルアップ ・顔の見える関係 ・各事業所の現状聞き取り	・部会に一部参加しない事業所がある ・オンライン開催も続き、GSV ばかりではない方が良いという意見もあり、11 月は集合形式で開催し、事業所訪問のフィードバックや事業所からの感想を聞き取っていく予定。	・児童事業所と相談支援専門員の合同研修会を企画 目的：発達支援についての理解を深め、児童発達支援管理責任者等の連携を深める	
西部	・相談支援連絡会を月に 1 回開催。意見交換や主任相談支援専門員の進行による事例検討を用いたグループスーパービジョンを実施。 ・相談支援専門員の確保及び担当利用者数の適正化。 ・主任相談支援専門員の全県（西部圏域）ネットワークの構築。 ・基幹アドバイザー制度を創設し、相談支援体制の機能充実を図るとともに、基幹相談支援センターの体制の再構築を行う。	・グループスーパービジョンを通して、専門性の向上やスキルアップに繋がっている。 ・相談支援専門員の確保については、県補助制度も活用しながら実施。 ・主任相談支援専門員のネットワーク構築は、全県、西部とも実施し、特に西部圏域については相談業務全般における情報共有や検討を行っている。	・人員の確保について、依然として各相談員が担当する利用者数は大きく減少しておらず、さらなる推進策の検討が必要。	・西部圏域の相談支援事業へ相談支援体制の充実や強化に向けた検討のため聞き取りを実施。	

主任相談支援専門員のネットワーク体制の運用状況について

令和 7 年 9 月 2 9 日 障がい福祉課

県内の基幹相談支援センターと主任相談支援専門員が圏域を超えたネットワーク体制を構築することを目的として、既存の基幹相談支援センター連絡会（以下「基幹連絡会」）を活用し、令和 5 年度から情報共有の場を設置。昨年度報告より現在まで 3 回開催し、主に各圏域の地域課題やそれに対する取組状況等の情報共有を実施した。

<これまでの開催状況>

- ・会の開催調整等は開催の機動性、迅速性を重視し、原則、各基幹相談支援センターが持ち回りで実施。
（令和 6 年度からは東部 4 町も参加。）
- ・相談支援専門員同士の情報共有や連絡に資するため、名簿、連絡先（電話、メールアドレス）一覧を作成し共有

	開催日	内容（主な意見）
令和 6 年度 第 2 回 進行：中部	1 月 8 日	○各基幹相談支援センターの役割の確認 ・各地域で地域資源に違いがあるため、地域ごとに課題の掘り起こしに取り組んでいる。 ・均一的なレベルを保った拠点整備を進めるため、「緊急時」の定義づけが必要。 ○障害児入所施設に入所する障がい児等の移行調整・移行支援 ・移行支援計画について、いつ・どこで・誰が検討作成するのかの整理が必要。 ・成人期に相応しい環境へ円滑に移行できるように、関係づくり・仕組みづくりを行うことが必要。
令和 6 年度 第 3 回 進行：西部	3 月 27 日	○基幹相談支援センター等連絡会における協議内容について ・「強度行動障がい者や医療的ケアが必要な方への対応」及び「福祉人材の確保」の 2 本を柱にして、今後の協議や検討を進めていく。
令和 7 年度 第 1 回 進行：鳥取市	6 月 10 日	○相談支援専門員の質向上のための取組み ・各圏域ごとに行われている G S V について圏域をまたいで助言やアドバイスをし合うことが必要。 ・相談支援員について質の担保のため、取り扱いの検討が必要。 ○相談支援専門員の人材確保のための取組み ・相談支援専門員がどれだけ足りていないのか具体的な把握が必要。

【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32	34	25
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29	31	31
主任研修	—	—	—	3	3	8	1	6	4	2

※H30,R1 の主任研修は国が実施

各市町村の地域生活支援拠点のアンケート結果（概要）

令和 7 年 9 月 2 9 日

障がい福祉課

1 地域生活支援拠点の整備状況

- 全市町村設置済み（R7.7 月末時点）
 - ・単独設置 8 市町村
 - ・圏域設置 3 か所（1 市 1 0 町）

2 地域生活支援拠点の機能（主なアンケート結果）

（1）緊急時の受け入れ（ショートステイの場の確保等）

- 緊急時対応にあたり、支援対象者の事前登録制を採用している市町村は 3 市 7 町（圏域設置含む）。
- 緊急時受入れとして登録している事業所がある市町村は 4 市 9 町 1 村
- 緊急時対応は、市町村から連絡を受けた相談支援専門員（コーディネータ）を通じて、事前に受入れ施設として登録をしている短期入所事業所で受入を行う流れが多い。
- 一部市町村では、対応フローを作成済み、又は作成検討中である。
- 令和 7 年 4 ～ 7 月の間、緊急時受入れの実績は 2 市・2 件のみ。

（2）相談（24 時間相談対応可能なコーディネーターの配置等）

- 事業所や基幹相談支援センターへの委託によりコーディネーター配置を行っている。

（3）体験の機会・場（グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の場の提供等）

- 障害福祉サービスの利用や地域生活体験事業を活用し、一人暮らしの体験の場を提供しているケースが多い。

（4）専門的人材の確保・養成（医療的ケア、行動障がい、重度化・高齢化に対応できる体制確保、人材育成）

- 県主催研修の受講、または各地域の自立支援協議会（専門部会）において実施しているケースが多い。

（5）地域の体制づくり（サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等）

- 自立支援協議会やサービス事業所との連絡会等を通じて、地域課題の検討を行うとともに連携体制を構築している市町村も見られたが、全体的に未実施の市町村が多い。

3 地域生活支援拠点の周知（主なアンケート結果）

- 市町村 HP による周知が多く、自立支援協議会を通じて当事者団体や事業者、関係機関への周知や、手帳交付・更新時等の機械に登録勧奨している市町村もある。

4 課題に感じている点

（1）緊急時対応

- 将来困りそうだが現在困っていない（と言っている）方に対して、将来を見据えて支援していくことの重要性は感じている。しかし、福祉人材（民間も行政も）の不足感は加速する一方であり、目の前の困り感がある方の支援を優先せざるを得ない。
- 緊急受入れ要請があった場合に、登録事業所に空きがなく、調整困難となる場合がある。
- 登録の流れを検討する必要がある。
- 一時的な居場所（短期入所）として受け入れ可能な事業所の確保。
- 医療的ケアが必要な者の受け入れ先の確保。令和 6 年度末から医療的ケア児の受け入れ先として鳥取県総合療育センターに登録しているが、実際に必要な児が発生した際の移手段等の詳細規程の具体化。
- 利用登録のない者に対して突発的な対応が必要になった場合、世帯情報等の事前情報がないためコーディネーターに

による調整が困難。

- サービスに繋がっていない場合、対象者として洗い出すことが困難。
- 町単独で拠点整備を行っているが、例年実例があまりなく、支援すべきケースが出た場合には場当たりの対応することが想定される。実施の動きを把握することが困難である。また、社会資源の少なさも課題であるため、緊急の受け入れ先を常時確保しておくことも困難である。
- 米子市・日吉津村自立支援協議会内の課題会議で協議中。体制構築に向けた取り組みを進める予定。
- 短期入所施設が町内に1事業所しかない。町外事業所への登録依頼が必要。
- 町内の事業所連絡会で緊急時の受け入れ等について確認がとれているが、マニュアル、実施要領などは現在検討中である。常時の受入体制を取っている訳ではなく、事案発生時に受け入れ可能な事業所と調整を行う必要があり、必ず受入が実施できる状況とはなっていない。
- 要綱を制定し令和7年度から事業を実施するため、協力していただける事業所の登録を行い、緊急時の受け入れ体制を構築する。
- 障がい（児）者へのアプローチが出来ておらず、具体的に進めていけない状況の打開策。町内等地域資源が少ない。
- 利用者、事業所ともに登録が出来ていない。今年度から拠点を設置したが具体的な取組が出来ていない。

（2）相談

- 認知度が低く、相談の役割等の周知に課題がある。
- R6.3月の国の通知を踏まえた実施方法の見直しの検討が必要。
- 現在、令和8年度の設置に向けて検討しているが、地域生活支援拠点等機能強化加算の算定をできる事業所が少なく、コーディネーターを配置できる事業所を見つけることが難しい。何かいい方法がないか県にも一緒になって考えてほしい。
- コーディネーターの配置が1名であるため、対応が必要な事案が同時に複数生じた場合に適切な支援が行えないおそれがある。
- 国が示す「拠点コーディネーター」など大山町に該当する事業所等がなく、設置は難しい。
- 一般相談、計画相談事業所との調整並びに基幹相談所の設置に係る調整が必要となっている。また零細自治体であるため、広域実施も視野に入れる必要がある。
- 専属のコーディネーターはいないが、委託している相談支援事業所の相談支援専門員と連携して実施。
- コーディネーターとなる人材の不足。

（3）体験の機会・場

- 町内に体験できる施設が乏しく、町外施設での体験利用となっている。
- 町内や近隣を含め、地域資源が少ない。

（4）専門的人材の確保・養成の実施状況

- 県の研修がほとんどオンライン研修となり、助成制度の実施実績がない。
- 自治体で確保するのも養成するのも難しい。

（5）地域の体制づくり

- 障がいのみならず、地域の福祉課題を包括的に支援、機能強化を図ることを目的に地域福祉推進計画に基づき体制整備を進めている過程である。
- 令和4年度から協議開始。相談体制整備が優先課題。
- 自治体と相談支援員との連携が不可欠。
- グループホーム等町外の事業所の登録が出来ていないため、まずは事業所登録をして連携を図れる体制を整える。

(6) 拠点の周知の有無と周知方法

- 幅広い周知について、具体的な方法の検討が必要。
- 登録事業所が不足。事業周知を継続し、個別に圏域の事業所にも協力を依頼する。
- ネット環境のない方の目にも触れるような広報の仕方検討。
- 当事者もしくはその家族に制度説明のうえで事前の体験利用を打診しても、新しい環境や人への拒否が強いケースが多く繋がらない。あるいは制度趣旨の理解が難しい。
- 必要とされている方への周知方法でよい例があれば教えていただきたい。

5 「鳥取県地域生活支援拠点の機能及び実効性向上支援モデル事業補助金」について、今年度の取組予定の事業

【日南町】

- ・予算は令和7年9月補正で対応、事業費 600 千円
- ・鳥取県地域生活支援拠点の機能及び実効性向上支援モデル事業補助金の活用
- ・『NPO 法人あかり広場』に業務委託
- ・10月1日付業務委託予定。10月1日～翌年3月末機能強化型を実施
- ・委託先に拠点コーディネーター配置し、緊急時対象者の状況把握、緊急時の受け入れ事業所を登録
- ・研修会（説明会）の実施

【日野町】

（概要）

障がい者が将来においても地域で安心して生活を送れるよう、緊急時の受入や対応等の支援について機能を充実させる。また、拠点への登録勧奨や広報活動、障がい福祉サービスにつがっていない障がい者の掘り起こしを進める。

（今後のスケジュール）

モデル事業中、機能強化型について補助金申請をする予定。予算は9月補正にて対応。

（予算額）

501,000 円

【江府町】

（概要）

拠点利用登録の勧奨や緊急時対応プランの検討

（予算額）

500,000 円

6 地域生活支援拠点に関する令和8年度に県に対する要望

- 令和8年度に予定している拠点コーディネーター配置と合わせ、潜在的な緊急ショート利用などの地域生活支援拠点へのニーズの掘り起こし作業について必要性を感じているところであり、令和8年度のモデル事業補助金利用を検討していきたいので、引き続き予算の確保をお願いしたい。また、基幹相談支援センターの設置と合わせ、地域の相談支援を担う人材が不足している現状から、人材確保に向けた人的・財政的支援策も引き続きご検討いただきたい。
- 現状把握できている該当の可能性となる方については、現在の単町での運営では、支援体制に不足がある。運営体制のあり方等、ご教示いただく機会等をいただきたい。
- 予算措置を始め、運営について研修等フォローをお願いしたい。

市町村	機能										予算措置
	緊急の受け入れ				相談		体験の機会の場	専門人材	地域の体制づくり	拠点の周知	
	登録制の有無等	対応プロセス	登録事業所数等	実績(R7.4～R7.7)	コーディネーター配置等	実績(R7.4～R7.7)					
鳥取市 (単独)	有（17名）	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れ先の確保を実施。 （担当相談支援専門員、コーディネーターで対応）。マニュアルは作成していない。	19か所	1人・13日	1名（県厚生事業団）	未集計	登録者ごとに短期入所事業所と調整し、体験の機会を設定	自立協(専門部会)での研修実施	自立協で整備状況の情報共有を実施	市HPによる周知	6,144千円
米子市 (単独)	無。利用登録については今年度開始予定。	作成中	7か所	1人、3日	相談支援事業所 エボック翼、1人	293件	未実施	未実施	未実施	未実施。今年度中にホームページ等にて周知予定。	無
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(圏域)	原則は事前登録	フロー図を作成	4事業所	無	3か所（基幹相談支援センター等）。夜間休日等の緊急時に連絡可能な体制を整備。	無	2事業所	3事業所	3事業所	中部圏域自立支援協議会を通じて当事者団体、事業所、関係機関へ周知。	無
境港市 (単独)	有0人	市役所福祉課へ連絡→市役所から拠点の相談機能を担っている事業所へ連絡→協議の結果、短期入所が必要な場合は、登録してある短期入所事業所へ連絡	5ヶ所	0人	0人	0人	障害福祉サービスの利用や地域生活体験事業等を活用して、一人暮らしの体験の機会・場を提供	専門的な対応の体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行うため、事業所が、県が実施する研修へ参加しやすくなる目的から、研修に参加するために必要な交通費を助成する制度を実施している。	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築するため、境港市障がい福祉サービス事業所連絡会で地域課題を検討し、関係機関で連携している。	市のホームページ	地域生活支援拠点整備事業費：154,000円
岩美町、若桜町、八頭町(圏域)	・利用登録制の有無：有 ・登録者数 岩美町：2人、若桜町0人、八頭町3人	対応フローチャート有	岩美町：9箇所、受入人数は空き状況により変動 若桜町：7箇所、受入人数は空き状況により変動 八頭町：12箇所、受入人数は空き状況により変動	岩美町：0人 若桜町：0人 八頭町：1人	・コーディネーターの配置箇所：1箇所 ・人数：1人 ・役割：相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会及び場の提供調整、地域の体制づくり	岩美町：0人 若桜町：0人 八頭町：1人	希望があればコーディネーターが調整する。	実施なし。	関係者会議を実施し有事の際の連携体制を確認（コーディネーター、3町、委託相談支援事業所）	手帳交付、更新時に制度案内し、登録を勧奨。 八頭町：作業所家族会へ制度説明を実施（R6）。 若桜町：育成会へ制度説明を実施（R6）。	1,843,050円 （3町合同委託）
智頭町 (単独)	登録制：無	町職員が状況の聞き取りを行い、必要とされるサービス等へのコーディネートを実施	登録制：無	無	智頭町福祉事務所に1名配置、相談対応からサービス利用開始までの手続きについて対応	無	希望があれば、事業所と調整し利用につなげる	無	無	拠点設置時に広報誌等で周知	無
日吉津村 (単独)	無	無	4箇所(10人)	無	無	無	無	無	無	要綱の告示	無
大山町 (単独)	登録制にする方向で検討中	作成中	1か所（定員1人）	無	無（相談支援事業所は2か所登録済み）	無	無	無	無	周知無し（HPで周知予定）	無
南部町 (単独)	無	無	3か所（0人）	無	無	無	実績無（利用事案発生時に対応）	未実施	体制構築中	無	無
伯耆町 (単独)	無（対象者となり得る障がい者を名簿整備し、必要に応じて訪問などを実施）	無	無	無	無（担当課が直営で実施）	無	共同生活援助、短期入所等の障害福祉サービスと、地域生活体験事業等の既存事業による。	県や自立支援協議会の会議及び研修会に参加している。	当面は地域福祉計画等での支援体制協議に含めて検討していく。	要綱の告示	予算措置なし
日南町、日野町、江府町（圏域）											
日南町	無	無	無	無	無	無	無	未実施	未実施	無	令和7年9月補正で対応予定
日野町	利用登録制有、登録者数無	職員による聞き取り等実施し、短期入所等を活用したり、医療機関への連絡等必要な対応を行う。マニュアル無し。	無	無	無	無	必要に応じ、相談支援事業所等と連携し体験利用等実施。	無	無	日野郡連絡会で検討	令和7年9月補正で対応予定
江府町	緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保する。登録者数は0。	マニュアルの作成は無。	登録事業所は0。機能強化型として、拠点利用登録の勧奨や緊急時対応プランの検討を尚仁福祉社会に委託する予定。	無	無	無	現時点で、事業所も利用者もいないため、体験機会無。	無	相談支援事業等の地域の関係機関とは日頃から連携がとれている。	相談支援専門員に利用対象となる方の掘り起こしをしてもらう。登録が必要だと考えられる方に町から拠点の周知を行う。	鳥取県地域生活支援拠点事業の機能及び実効性向上支援モデル事業補助金500,000円(予定)